

日時 平成30年11月12日(月) 10:00~12:00
場所 ベルサール半蔵門 ホールA(2階)

速記○

関係者

関係者

事 務 局

記 者 · 傍 聽 者

社会保障審議会介護給付費分科会(第 164 回)議事次第

日時：平成 30 年 11 月 12 日（月）
10：00 から 12：00 まで
於：ベルサール半蔵門ホール A

議 題

1. 介護保険サービスに関する消費税の取扱い等について
2. その他

社会保障審議会介護給付費分科会委員名簿

30.11.12現在

氏 名	現 職
安 藤 伸 樹	全国健康保険協会理事長
井 口 経 明	東北福祉大学客員教授
石 田 路 子	NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事（名古屋学芸大学看護学部教授）
石 本 淳 也	公益社団法人日本介護福祉士会会長
伊 藤 彰 久	日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長
井 上 隆	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
今 井 準 幸	民間介護事業推進委員会代表委員
江 澤 和 彦	公益社団法人日本医師会常任理事
大 西 秀 人	全国市長会介護保険対策特別委員会委員長（高松市長）
荻 野 構 一	公益社団法人日本薬剤師会常務理事
※ 尾 崎 正 直	全国知事会社会保障常任委員会委員長（高知県知事）
小 原 秀 和	一般社団法人日本介護支援専門員協会副会長
亀 井 利 克	三重県国民健康保険団体連合会理事長（名張市長）
河 村 文 夫	全国町村会政務調査会行政委員会委員（東京都奥多摩町長）
河 本 滋 史	健康保険組合連合会常務理事
齋 藤 訓 子	公益社団法人日本看護協会副会長
齊 藤 秀 樹	公益財団法人全国老人クラブ連合会常務理事
佐 藤 保	公益社団法人日本歯科医師会副会長
瀬 戸 雅 嗣	公益社団法人全国老人福祉施設協議会理事・統括幹事
武 久 洋 三	一般社団法人日本慢性期医療協会会長
◎ ※ 田 中 滋	埼玉県立大学理事長
田部井 康 夫	公益社団法人認知症の人と家族の会理事
東 憲太郎	公益社団法人全国老人保健施設協会会長
堀 田 聰 子	慶応義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授
松 田 晋 哉	産業医科大学教授

（敬称略、50音順）

※は社会保障審議会の委員

◎は分科会長

介護保険サービスに関する消費税の取扱い等について

1. 消費税とは

消費税は、消費に広く公平に負担を求める間接税。

消費税の課税対象は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、貸付け及び役務の提供と外国貨物の輸入。

<導入・引上げの経緯>

平成元年 4 月 1 日	消費税導入（税率 3 %）
平成 9 年 4 月 1 日	消費税率の引上げ（税率 3 %→ 5 %）
平成26年 4 月 1 日	消費税率の引上げ（税率 5 %→ 8 %）
<u>2019年10月 1 日（予定）</u>	<u>消費税率の引上げ（税率 8 %→10%）</u>

2. 多段階課税の仕組み

製造、卸、小売りといった取引の各段階ごとに、各事業者の売上に課税する一方、課税の重複を回避するため、前段階で負担した税額を控除（仕入税額控除）する多段階課税の仕組みが採用されている。

このため、各段階において各事業者が納税者となるが、実質的な負担者は最終の消費者となる。

3. 非課税となる取引

消費税の性格から、課税対象になじまないものや社会政策的な配慮から課税することが適当ではない取引については、非課税取引とされている。

①課税対象になじまないもの

- ・ 土地の譲渡及び貸付け
- ・ 有価証券・有価証券に類するもの及び支払手段の譲渡 等

②社会政策的な配慮から課税することが適当でないもの

- ・ 公的な医療保険制度に係る療養、医療、施設療養又はこれらに類する資産の譲渡等
- ・ 介護保険法の規定に基づく居宅介護・施設介護・地域密着型介護サービス費の支給に係る居宅・施設・地域密着型サービス等 等

※福祉用具貸与・購入、住宅改修は課税対象

⇒ 非課税取引である介護保険サービスについては、介護事業者は納税義務者とならない。このため、当該介護保険サービスについて、仕入れ分に係る仕入税額控除を行えないため、その税負担は介護報酬で手当されている。

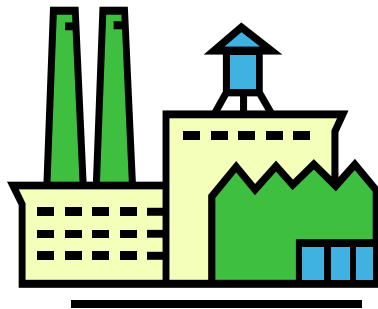
消費税の基本的な仕組み

第160回介護給付費分科会
(H30.7.4) 資料2 抜粋

(イメージ)

納税義務者

製造業者



納税義務者

小売店



税率8%の場合

消費者



取引

売上げ(税抜)	1000
消費税①	80

売上げ(税抜)	3000
消費税②	240

仕入れ(税抜)	1000
仕入れに係る消費税①	80

支払総額 3240

消費税

納付税額 A
① 80

納付税額 B
②-① 160

消費者が負担した消費税
240 (=納付税額A+B)

税務署への
申告・納付

仕入税額
控除

税務署への
申告・納付

- 納税義務者は、製造業者や小売店
- 最終的な負担者は、消費者

社会保険診療における消費税の取扱い(現状・非課税)

第160回介護給付費分科会
(H30.7.4) 資料2 抜粋

(イメージ)

税率8%の場合
(診療報酬による売り上げ3000は仮定)

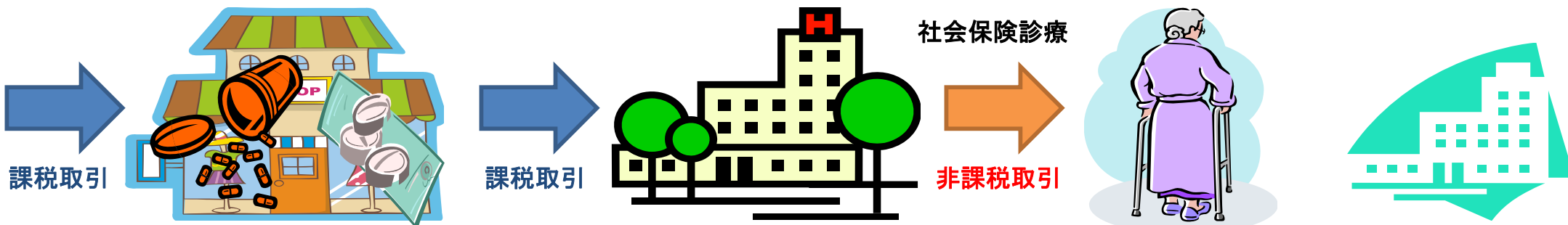
納税義務者

卸

医療機関等

患者

保険者等



取引

売り上げ(税抜)	1000
消費税②	80
仕入れ(税抜)	900
仕入れに係る消費税①	72

納付税額

②-①

8

税務署への
申告・納付

診療報酬による売り上げ	3000
消費税非課税	
仕入れ(税抜)	1000
仕入れに係る消費税②	80

社会保険診療は非課税のため、
当該仕入分に係る仕入税額控除
を行えない

納税はしない

支払総額

3000

診療報酬
対応分含む

× 患者の自己
負担割合

支払総額

3000

診療報酬
対応分含む

×
1 - 患者の自己
負担割合

- 卸は納税義務者となるが、医療機関等は納税義務者とはならない。
- 非課税取引である社会保険診療においては、当該仕入分に係る仕入税額控除を行えないため、仕入に係る税負担(本図では80)は診療報酬で手当てされている。

仕入税額
控除

2. 消費税引上げに向けたこれまでの対応

第160回介護給付費分科会
(H30.7.4) 資料2 抜粋

平成26年（消費税率8%引上げ時）の対応

- 平成24年9月より、消費税法等の一部改正法（平成24年法律第68号）の成立に伴い、
 - ・ 介護保険サービスにおける消費税課税の状況把握
 - ・ 消費税引上げに対する対応等の介護保険サービスに関する消費税の取扱いについて議論を行うため、介護給付費分科会において議論
- 平成26年1月に、「平成26年度介護報酬改定について」諮問・答申

<主な対応>

- ・ 介護サービス施設・事業所の仕入れ等にかかる消費税負担が増大することから、引上げに伴う影響分を補填するため、介護報酬への上乗せを実施。
- ・ 「介護サービス施設・事業所の設備投資に関する調査」の結果や対応に伴うメリット・デメリットを踏まえ、介護報酬とは別建ての高額投資対応は行わないこととした。
- ・ 基準費用額は、食事・居住費の実態を調査した上で、据え置くこととした。
- ・ 負担限度額は、入所者の所得状況等を勘案して決定していることを踏まえ、見直しは行わないこととした。
- ・ 区分支給限度基準額は、要介護度別の支給限度額と平均的な利用率を把握した結果、引上げることとした。

平成27年以降の対応

- 平成27年9月、介護給付費分科会において介護保険サービスに関する消費税の取扱い等について議論を再開。事業所等の実態把握を行う上で、介護サービスの課税割合の把握、関係団体へのヒアリングの実施等を行うことを確認し、関係団体へのヒアリングを実施。
- 平成28年6月、平成29年度の消費税率10%への引上げが見送りとなったことを受け、介護給付費分科会における議論を中断。
- 今回、2019年10月の消費税率10%への引上げを見据え、消費税引上げに係る対応について議論を再開。

これまでの議論における主な意見について

※第160～163回介護給付費分科会において頂いたご意見について事務局の責任で整理したもの

＜介護報酬の上乗せ対応＞

- 委託費等課税費用のデータの中には、人材派遣に係る費用が含まれているが、この費用は年々上昇傾向にあり、こういった状況を把握し、報酬に反映すべき。
- 送迎サービスの提供を委託している場合が少なくなく、また、通所サービスで使用する備品等は事業所の持ち出しのことが多い。これらに対応するためにも、報酬の上乗せ等を適切に行って欲しい。
- 介護ロボットやセンサー等の事務負担軽減のためのICT活用が進むことに伴い、購入費用が増加するとともに、課税割合も大きくなるのではないか。
- 特養の入所者の重度化が進んでいる中で、介護用品購入数が増加し、増税の影響が大きくなっていく。
- 通所リハビリテーションに期待が高まっているものの、新規開設や事業所の増改築に係る負担は大きく、消費税対応が必要ではないか。
- 8%引上げ時における消費税負担については、平成26年度介護報酬改定により、概ね担保されているのではないか。
- 介護事業経営実態調査の結果を用いて把握・検討するに当たり、データについては、外れ値処理を行うなど、できる限り精緻なものとなるよう配慮をお願いしたい。
- 8%引上げ後、介護報酬改定による基本報酬の見直しもあったところであり、サービスによっては変動が大きいため、不平等が生じないようにきめ細かな対応を行うべき。

これまでの議論における主な意見について

＜基準費用額の対応＞

- 食費、居住費について、給食委託費の高騰や施設設備等に関する建築費の上昇分等を踏まえて引き上げる必要があるのではないか。
- 食費については現状において、既に基準費用額を上回っており、調理員人件費も上がり、委託業者が撤退する状況もあると聞いている。可能であれば、施設種別毎の食費を出した上で、検討すべきではないか。
- 10%引上げ時においては、飲食料品等は軽減税率が適用される場所であり、食費について議論する際はこの点について考慮した上で対応を検討すべきではないか。
- サービス創設から20～30年経過し、多くが建て替えを行う時期であり、負担が大きくなるという状況も考慮して欲しい。中長期的な課題としては、現行の基準費用額の設定の考え方が適切かどうかを検討する必要がある。具体的には建物の保守や修繕、維持費用にも消費税がかかっており、このことも踏まえ検討できるようにして欲しい。

＜区分支給限度基準額＞

- 各サービス事業所等における課税品目について、実態にあわせて適切に介護サービス費に反映させるとともに、区分支給限度基準額の見直しが必要ではないか。

＜福祉用具貸与＞

- 福祉用具貸与の上限額設定が新たに行われたが、設定に当たっては8%時点の調査ではなく、10%引上げが反映できるようにして欲しい。

＜その他＞

- 高額投資等については、医療保険と足並みをそろえて対応すべき。
- 8%引上げの議論時と比較し、社会的要因の変化があれば示して欲しい。

介護保険サービスに関する消費税の取扱等について①

論点

- 第160回介護給付費分科会において、今後の消費税10%引上げ時における検討に当たっての事業所等の実態把握を進めるため、①介護サービスの課税割合、②介護サービス施設・事業所における設備投資の状況、③食費・居住費の平均的な費用額の把握方針について議論をいただくとともに、第162回及び第163回介護給付費分科会において、関係団体よりヒアリングを実施したところ。
- 今後、平成29年度介護事業経営実態調査や団体ヒアリングの結果等を踏まえ、10%引上げに向け、①介護報酬による上乗せ、②基準費用額、補足給付、③区分支給限度基準額等の対応についてどう考えるのか。

対応案

① 介護報酬による上乗せ

- 医療保険における対応との整合性も踏まえる必要はあるが、8%引上げ時における対応を参考に、基本単位数への上乗せを基本としつつ、消費税負担が相当程度見込まれる加算についても、上乗せを検討することとしてはどうか。

<基本単位数への上乗せ>

- 消費税引上げに伴う影響分について適切に手当を行うため、人件費その他の非課税品目を除いた課税経費(介護用品費、委託費等)の割合について、平成29年度介護事業経営実態調査の結果を用いて把握し、これに税率引上げ分(110/108-1)を乗じて基本単位上乗せ率を算出する方針で検討してはどうか。

$$\text{基本単位上乗せ率} = \text{課税経費割合}(\%) \times (110/108 - 1)$$

$$\text{※課税割合} = 1.0 - \text{人件費比率} - \text{その他の非課税品目率}$$

介護保険サービスに関する消費税の取扱等について②

対応案

＜加算の取扱いについて＞

○ 8%引上げ時における対応を参考に、対応方針を検討することとしてはどうか。

○ 具体的には、課税費用の割合が大きいと考えられる加算(※)については、課税費用に係る上乗せを行うこととし、その他の加算については、個々の加算単位数への上乗せが困難なことから、基本単位数への上乗せに際し、これらの加算に係る消費税負担分も含めて上乗せする方針としてはどうか。

※ 8%引上げ時は、所定疾患施設療養費、緊急時施設療養費等について対応

基本単位数への上乗せ

＝基本単位数×(基本単位上乗せ率＋加算に係る上乗せ率)

○ その際、単位数ではなく基本単位数に対する割合で設定されている加算(※)、交通費相当額で設定される福祉用具貸与に係る加算については、上乗せ対応は行わないこととしてはどうか。

※ 8%引上げ時は特別地域加算や中山間地域等における小規模事業所加算等が該当

4. 消費税率8%への引上げ時における対応

(第124回介護給付費分科会 資料6より)

第160回介護給付費分科会
(H30.7.4) 資料2 抜粋

②介護報酬による上乗せについて

- 介護報酬全体として見た場合に、基本単位数のみならず、加算分への影響分も含め適切に手当されることが必要であるとの考え方から、基本単位数への上乗せを基本としつつ、消費税負担が相当程度見込まれる加算があれば、それらにも上乗せを実施。

<消費税率8%への引上げ時における介護報酬による上乗せの具体的な対応>

1. 基本単位数への上乗せ

- 基本単位数への上乗せ率については、人件費、その他の非課税品目を除いた課税割合を算出し、これに税率引上げ分を乗ずることにより基本単位上乗せ率を算出。

2. 加算の取扱い

- 各加算の取扱いについては、以下のとおり。
 - 基本単位数の割合で設定されている加算については、基本単位数への上乗せで手当されること、福祉用具貸与に係る加算については、交通費相当額と設定されていることから、これらの加算については、上乗せ対応を行わない。
 - 上記以外の加算のうち、課税費用の割合が大きいと考えられるものについては、基本単位数への上乗せ率と同様に課税費用に係る上乗せ対応を実施。
 - 一方、課税費用の割合が小さいものや、もとの単位数の設定が小さく、上乗せ分が1単位に満たないものなど、個別に上乗せ分を算出して対応することが困難なものについては、基本単位数への上乗せに際し、これらの加算に係る消費税相当分も含めて上乗せ対応を行う。

4. 消費税率8%への引上げ時における対応 (参考) 介護保険サービスにおける費用構造推計の結果について

第160回介護給付費分科会
(H30.7.4) 資料2 抜粋

(平成26年1月15日 第98回介護給付費分科会報告)

	①給与費等非課税費用 (収支差額を含む)	②委託費等課税費用	③減価償却費	②、③の合計
1 介護老人福祉施設※	80.3	12.9	6.8	19.7
2 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※	83.7	12.8	3.5	16.3
3 介護老人保健施設※	74.8	19.9	5.2	25.2
4 介護療養型医療施設※	71.5	25.0	3.5	28.5
5 認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）※	86.5	12.6	0.9	13.5
6 訪問介護（介護予防を含む）	82.5	16.4	1.1	17.5
7 訪問入浴介護（介護予防を含む）	76.0	21.9	2.1	24.0
8 訪問看護（介護予防を含む）	83.6	15.3	1.1	16.4
9 訪問リハビリテーション（介護予防を含む）	72.9	23.6	3.5	27.1
10 通所介護（介護予防を含む）※	75.5	20.3	4.2	24.5
11 認知症対応型通所介護（介護予防を含む）※	79.0	16.8	4.1	21.0
12 通所リハビリテーション（介護予防を含む）※	71.3	23.1	5.5	28.7
13 短期入所生活介護（介護予防を含む）※	82.6	11.9	5.5	17.4
14 居宅介護支援	85.4	13.2	1.5	14.6
15 福祉用具貸与（介護予防を含む）	50.6	41.7	7.7	49.4
16 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）※	78.1	16.7	5.1	21.9
17 特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）※	77.4	21.3	1.3	22.6
18 地域密着型特定施設入居者生活介護※	84.6	13.9	1.5	15.4
全 体	77.9	18.0	4.1	22.1

(注1) 平成25年度介護事業経営概況調査（以下「調査」という。）の結果数値等を用いて推計。

(注2) 表に記載のないサービスについて、有効回答数が少ないこと等から類似のサービスの結果数値を用いて全体の費用割合を推計。

(注3) ※を付したサービスについては、保険給付対象外の費用（建物及び建物付属設備減価償却費、給食材料費等）を除いて算出しているため、調査結果の数値と異なる。

(参考) 平成26年度介護報酬改定における改定率

$$22.1\% \text{ (介護サービス全体の課税割合)} \times (108/105 - 1) = \underline{0.63\%}$$

介護保険サービスに関する消費税の取扱い等について③

対応案

②基準費用額、補足給付、③区分支給限度基準額等

- それぞれ8%引上げ時における対応を参考に、平成29年度介護事業経営実態調査や介護給付費等実態調査等を用いて、消費税引上げによるサービス利用量への影響や現状における取扱い等を踏まえて検討することとしてはどうか。
- 検討するに当たっては、特に以下の点も考慮し検討する必要があるのではないか。

<基準費用額、補足給付>

- 基準費用額(食費・居住費)については、平成29年度介護事業経営実態調査の結果において、基準費用額の範囲内に収まっているものがある一方、既に基準費用額を超えているものがある。また、食費における外部委託費の増加や、居住費における改修費の増加等を踏まえ、基準費用額の引上げを求める意見もあること。
- 他方、基準費用額を踏まえ食費や居住費を設定しているところが多く、基準費用額の見直しは利用者負担を増加させるものであること。
※ 基準費用額及び負担限度額については、8%引き上げ時も据え置かれてきている

<区分支給限度基準額>

- 在宅サービスの利用量の上限である区分支給限度基準額については、介護サービスは、生活に密接に関連し利用に歯止めが利きにくいこと、また同じ要介護度であっても利用者のニーズが多様であること等の特性があることから、一定の範囲内でサービスの選択を可能とするため設けられていること。
- 消費税引上げに伴い介護報酬の上乗せ対応を行う場合、従前と同量のサービスを利用している方が、区分支給限度基準額を超える可能性もあること。

4. 消費税率8%への引上げ時における対応

(第124回介護給付費分科会 資料6より)

第160回介護給付費分科会
(H30.7.4) 資料2 抜粋

③基準費用額・負担限度額・区分支給限度基準額の取扱いについて

- 基準費用額については、平成25年度介護事業経営概況調査により、食費、居住費の実態を調査した結果、現行の基準費用額を設定した際の費用額と、消費税引上げの影響を加味した費用額に一定の変動が認められるものの、第5期介護保険事業計画期間の中途において見直しを要するほどの変動幅ではないことから、据え置くこととした。
- 負担限度額については、入所者の所得状況等を勘案して決めていることを踏まえ、見直しは行わないこととした。
- 区分支給限度基準額については、介護給付費実態調査に基づき、要介護度別の支給限度額と平均的な利用率を把握した上で、従前と同量のサービスを利用しているにもかかわらず、区分支給限度基準額を超える利用者が新たに生じること等から、引き上げることとした。
- なお、特定福祉用具販売と住宅改修に係る支給限度基準額については、当該サービス費は介護保険制度創設時から公定価格ではないこと等から、引き上げないこととした。

4. 消費税率8%への引上げ時における対応

(参考) 食費・居住費の平均的費用額について (平成25年12月10日 第97回介護給付

第160回介護給付費分科会
(H30.7.4) 資料2 抜粋

(注)調理委託している場合は、調理員等に含まれる。減価償却費、光熱水費には食事サービス部門が含まれている。

			基準費用額	①×(108/105) (消費税率引上げの影響を考慮)	H25.7 介護事業経営概況調査(①)	H16.10 介護事業経営概況調査
食費			42,000	計 41,434 (41,268 ※1) 調理員等 24,204 (24,038 ※1) 材料費等 17,230	計 40,283 調理員等 23,532 材料費等 16,751	計 42,229 調理員等 25,339 材料費等 16,891
居住費	多床室 (光熱水費のみ)		10,000	H24家計調査 10,057	H24家計調査 9,778	H15家計調査 9,490
	従来型個室	特養	35,000 ※国庫補助金等相当額を 勘案して設定	計 52,551 減価償却費 32,896 ※2 光熱水費 19,655	計 51,091 減価償却費 31,982 光熱水費 19,109	計 53,931 減価償却費 37,688 光熱水費 16,243
		老健	50,000	計 47,246 減価償却費 28,705 ※2 光熱水費 18,541	計 45,934 減価償却費 27,908 光熱水費 18,026	計 60,509 減価償却費 44,428 光熱水費 16,081
		療養	50,000	計 39,835 減価償却費 26,795 ※2 光熱水費 13,040	計 38,729 減価償却費 26,051 光熱水費 12,678	計 63,936 減価償却費 50,827 光熱水費 13,109
	ユニット型準個室		50,000			
	ユニット型個室 (特養)		60,000	計 62,188 減価償却費 42,710 ※2 光熱水費 19,478	計 60,460 減価償却費 41,524 光熱水費 18,937	計 67,794 減価償却費 49,071 光熱水費 18,723

※1 給与費(通勤手当を除く)を除いて消費税率引上げの影響を考慮した額。

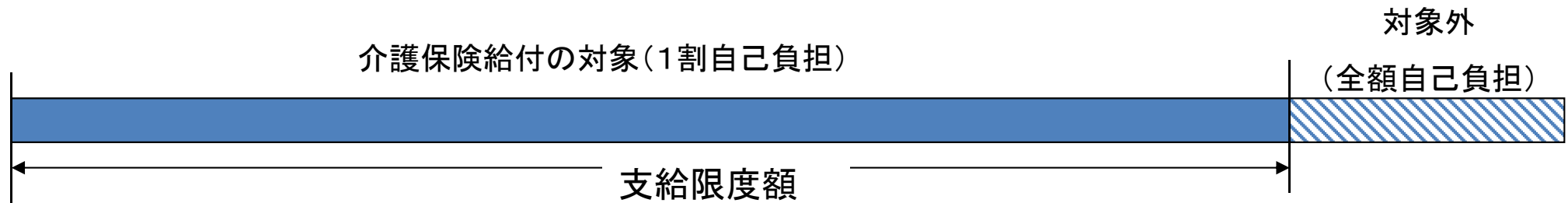
※2 消費税率8%引上げの影響を受ける投資として推計

4. 消費税率8%への引上げ時における対応

第160回介護給付費分科会
(H30.7.4) 資料2 抜粋

(参考) 区分支給限度基準額について (平成25年12月10日 第97回介護給付費分科会資料より)

- 在宅サービスについて、利用者の状況に応じた適正なサービスを提供する観点から、必要な居宅介護サービスのモデルを用いて、要介護度毎に区分支給限度基準額を設定。
- 支給限度額を超えるサービスを受けた場合、超える分の費用は全額利用者負担



- 要介護度別の支給限度額と平均的な利用率

	支給限度額 (円)	受給者1人当たり平 均費用額(円)	支給限度額に 占める割合(%)	支給限度額を 超えている者(人)	利用者に占める支給限度額を 超えている者の割合(%)
要支援1	49,700	22,750	45.8	2,861	0.7
要支援2	104,000	41,530	39.9	1,141	0.2
要介護1	165,800	73,280	44.2	12,008	1.6
要介護2	194,800	100,850	51.8	23,865	3.3
要介護3	267,500	150,480	56.3	13,314	3.1
要介護4	306,000	183,050	59.8	11,629	3.9
要介護5	358,300	225,050	62.8	8,793	4.4
合計				73,611	2.2

※平成25年介護給付費実態調査(5月審査分)を基に作成

(注)額は介護報酬の1単位を10円として計算。

低所得者の食費・居住費の負担軽減（補足給付）の仕組み

第153回介護給付費分科会
(H29.11.29) 資料4 抜粋(一部修正)

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- 標準的な費用の額(基準費用額)と負担限度額との差額を介護保険から特定入所者介護サービス費(補足給付)として給付。

負担軽減の対象となる低所得者

利用者負担段階	主な対象者	
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	かつ、預貯金等が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入金額(※)＋合計所得金額が80万円以下	
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、第2段階該当者以外	
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者	

制度のイメージ

基準額
⇒食費・居住費の提供に必要な額
補足給付
⇒基準費用額から負担限度額を除いた額

			基準費用額 (日額(月額))	負担限度額 (日額(月額))		
				第1段階	第2段階	第3段階
食費			1,380円 (4.2万円)	300円 (0.9万円)	390円 (1.2万円)	650円 (2.0万円)
居住費	多床室	特養等	840円 (2.6万円)	0円 (0万円)	370円 (1.1万円)	370円 (1.1万円)
		老健・療養、医療院等	370円 (1.1万円)	0円 (0万円)	370円 (1.1万円)	370円 (1.1万円)
	従来型個室	特養等	1,150円 (3.5万円)	320円 (1.0万円)	420円 (1.3万円)	820円 (2.5万円)
		老健・療養、医療院等	1,640円 (5.0万円)	490円 (1.5万円)	490円 (1.5万円)	1,310円 (4.0万円)
	ユニット型準個室		1,640円 (5.0万円)	490円 (1.5万円)	490円 (1.5万円)	1,310円 (4.0万円)
	ユニット型個室		1,970円 (6.0万円)	820円 (2.5万円)	820円 (2.5万円)	1,310円 (4.0万円)

※月額については、一月を30.4日として計算

施設系サービスにおける食費・居住費の平均的な費用額の推移

第153回介護給付費分科会
(H29.11.29) 資料4 抜粋

			基準費用額 (月額)	平成29年度 介護事業経営実態調査		平成26年度 介護事業経営実態調査		平成20年度 介護事業経営実態調査		平成17年度 介護事業経営実態調査		平成16年 介護事業経営概況調査	
				(平成28年度収支)		(平成26年3月収支)		(平成20年3月収支)		(平成17年3月収支)		(平成16年9月収支)	
食費				合計	43,644	合計	41,183	合計	40,361	合計	40,270	合計	42,229
			41,952	調理員等	26,089	調理員等	23,807	調理員等	24,193	調理員等	23,952	調理員等	25,339
				材料費等	17,555	材料費等	17,376	材料費等	16,167	材料費等	16,319	材料費等	16,891
居住費	多床室	特養	25,536	合計	43,217								
			〔国庫補助金等相当額 を勘案〕	減価償却費	32,748								
		老健療養	27年度～ 11,248 〔～26年度 9,728〕	光熱水費	10,469	光熱水費	11,215	光熱水費	10,101	光熱水費	9,863	光熱水費	9,490
				(H28家計調査)		(H25家計調査)		(H19家計調査)		(H17家計調査)		(H15家計調査)	
	従来型個室	特養	34,960	合計	54,427	合計	54,097	合計	53,913	合計	61,787	合計	53,931
			〔国庫補助金等相当額 を勘案〕	減価償却費	36,524	減価償却費	31,022	減価償却費	34,955	減価償却費	43,871	減価償却費	37,688
				光熱水費	17,903	光熱水費	23,075	光熱水費	18,958	光熱水費	17,916	光熱水費	16,243
		老健		合計	43,959	合計	47,660	合計	57,172	合計	57,343	合計	60,509
			49,856	減価償却費	27,452	減価償却費	26,206	減価償却費	40,742	減価償却費	43,247	減価償却費	44,428
				光熱水費	16,507	光熱水費	21,454	光熱水費	16,430	光熱水費	14,096	光熱水費	16,081
		療養		合計	38,620	合計	35,127	合計	60,449	合計	64,938	合計	63,936
			49,856	減価償却費	27,711	減価償却費	23,767	減価償却費	47,655	減価償却費	52,251	減価償却費	50,827
				光熱水費	10,909	光熱水費	11,360	光熱水費	12,793	光熱水費	12,688	光熱水費	13,109
				ユニット型準個室		49,856							
ユニット型個室			合計	63,848	合計	64,642	合計	67,036	合計	62,477	合計	67,794	
		59,888	減価償却費	45,693	減価償却費	39,988	減価償却費	49,546	減価償却費	43,839	減価償却費	49,071	
			光熱水費	18,155	光熱水費	24,654	光熱水費	17,490	光熱水費	18,638	光熱水費	18,723	

注1 基準費用額の月額は、一月を30.4日とし、これに日額を掛け合わせて算出している。 注2 調理委託している場合の費用は、調理員等に含めている。
注3 減価償却費、光熱水費には食事サービス部門が含まれている。 注4 家計調査の数値は、高齢者世帯1月あたり光熱水費支出額を世帯人員で除した値である。
注5 27年度に多床室の基準費用額は見直しを行った。 注6 27年8月から特養の多床室の入所者から居住費(室料相当分)の負担を求めることとした。

平成14年1月

制度発足以来、訪問通所サービスと短期入所サービスのそれぞれについて限度額管理を行っていたが、利用者の選択性・利便性の向上の観点から、限度額を一本化した。その際、市町村の判断により、訪問通所サービスの支給限度額に満たない分を短期入所サービスの利用限度日数に振り替える措置や、訪問通所サービスの利用実績が限度額の6割未満である場合に短期入所サービスの限度額を拡大する措置が廃止となった。

平成15年度改定時

サービスの平均的な利用率が限度額に対して4割から5割程度、限度額を超えて利用している者の割合が2%から3%程度であること、また、改定内容をトータルで見るとそれほど大きな変動幅ではないとし、変更しなかった。

平成18年度改定時

予防給付の見直しに伴い、要支援者の標準的なサービスの組合せ利用例の見直しを行い、要支援1及び要支援2の限度額を設定した。

平成21年度改定時

プラス改定に際して、限度額についての議論があったが、サービスの平均的な利用率は限度額に対して6割、もしくはそれ以下であること、また、保険で手当とするサービス量が増え、介護保険財政にとっては負担増となるものであることから、財源の議論の中で併せて検討すべきとして、変更しなかった。

平成24年度改定時

介護職員の処遇改善を中心とするプラス改定であったが、介護職員処遇改善加算は限度額に含めないこととし、変更しなかった。
なお、「**区分支給限度基準額に関する調査**」を実施（平成23年2月に介護給付費分科会に報告）。

平成26年度改定時

消費税率引上げ（5%→8%）に伴う介護報酬への上乗せ対応を行うことにより、従前と同量のサービスを利用しているにもかかわらず、限度額を超える利用者が新たに生じること等から引き上げた。

平成27年度改定時

包括報酬サービスについて、他の標準的な介護サービスと組み合わせた場合、状況によっては限度額を超えることがあることについて議論があったが、限度額に含まれない加算を拡大していくことで対応することとし、限度額は変更しなかった。

平成30年度改定時

訪問系サービスにおける集合住宅に係る減算については区分支給限度基準額の対象外に位置付けることとし、当該減算の適用を受ける者の区分支給限度基準額の管理については、減算の適用前の単位数を用いることとした。限度額は変更しなかった。

社保審－介護給付費分科会	
第164回（H30.11.12）	参考資料 1

社 保 審 － 介 護 給 付 費 分 科 会 第 1 6 0 回 （ H 3 0 . 7 . 4 ） 資 料 2
--

介護保険サービスに関する消費税の取扱い等について

1. 消費税の仕組みについて

1. 消費税とは

消費税は、消費に広く公平に負担を求める間接税。

消費税の課税対象は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、貸付け及び役務の提供と外国貨物の輸入。

<導入・引上げの経緯>

平成元年 4 月 1 日 消費税導入（税率 3 %）

平成 9 年 4 月 1 日 消費税率の引上げ（税率 3 %→ 5 %）

平成26年 4 月 1 日 消費税率の引上げ（税率 5 %→ 8 %）

2019年10月 1 日（予定） 消費税率の引上げ（税率 8 %→10%）

2. 多段階課税の仕組み

製造、卸、小売りといった取引の各段階ごとに、各事業者の売上に課税する一方、課税の重複を回避するため、前段階で負担した税額を控除（仕入税額控除）する多段階課税の仕組みが採用されている。

このため、各段階において各事業者が納税者となるが、実質的な負担者は最終の消費者となる。

1. 消費税の仕組みについて

3. 非課税となる取引

消費税の性格から、課税対象になじまないものや社会政策的な配慮から課税することが適当ではない取引については、非課税取引とされている。

①課税対象になじまないもの

- ・ 土地の譲渡及び貸付け
- ・ 有価証券・有価証券に類するもの及び支払手段の譲渡 等

②社会政策的な配慮から課税することが適当でないもの

- ・ 公的な医療保険制度に係る療養、医療、施設療養又はこれらに類する資産の譲渡等
- ・ 介護保険法の規定に基づく居宅介護・施設介護・地域密着型介護サービス費の支給に係る居宅・施設・地域密着型サービス等 等

※福祉用具貸与・購入、住宅改修は課税対象

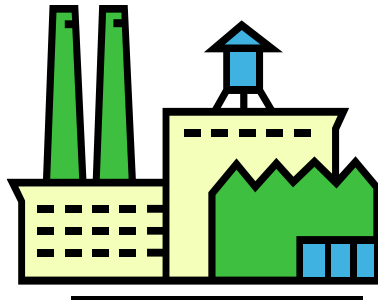
⇒ 非課税取引である介護保険サービスについては、介護事業者は納税義務者とならない。このため、当該介護保険サービスについて、仕入れ分に係る仕入税額控除を行えないため、その税負担は介護報酬で手当されている。

消費税の基本的な仕組み

(イメージ)

納税義務者

製造業者



納税義務者

小売店



税率8%の場合

消費者



課税取引

課税取引

取引

売上げ(税抜)	1000
消費税①	80

売上げ(税抜)	3000
消費税②	240

仕入れ(税抜)	1000
仕入れに係る消費税①	80

支払総額 3240

消費者が負担した消費税
240 (=納付税額A+B)

納付税額 A

① 80

納付税額 B

②-① 160

税務署への
申告・納付

仕入税額
控除

税務署への
申告・納付

- 納税義務者は、製造業者や小売店
- 最終的な負担者は、消費者

社会保険診療における消費税の取扱い(現状・非課税)

(イメージ)

税率8%の場合
(診療報酬による売り上げ3000は仮定)

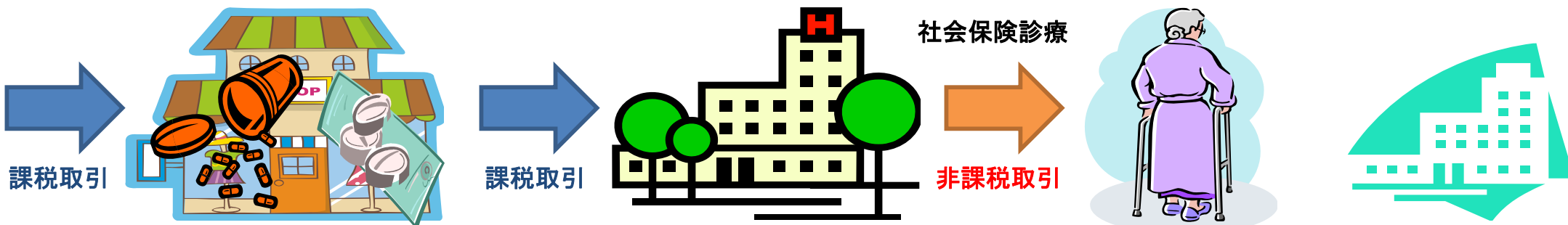
納税義務者

卸

医療機関等

患者

保険者等



取引

売り上げ(税抜)	1000
消費税②	80
仕入れ(税抜)	900
仕入れに係る消費税①	72

納付税額

②-①

8

税務署への
申告・納付

診療報酬による売り上げ	3000
消費税非課税	
仕入れ(税抜)	1000
仕入れに係る消費税②	80

社会保険診療は非課税のため、
当該仕入分に係る仕入税額控除
を行えない

納税はしない

支払総額

3000

診療報酬
対応分含む

× 患者の自己
負担割合

支払総額

3000

診療報酬
対応分含む

×
〔 1 - 患者の自己
負担割合 〕

仕入税額
控除

- 卸は納税義務者となるが、医療機関等は納税義務者とはならない。
- 非課税取引である社会保険診療においては、当該仕入分に係る仕入税額控除を行えないため、仕入に係る税負担(本図では80)は診療報酬で手当てされている。

2. 消費税引上げに向けたこれまでの対応

平成26年（消費税率8%引上げ時）の対応

- 平成24年9月より、消費税法等の一部改正法（平成24年法律第68号）の成立に伴い、
 - ・ 介護保険サービスにおける消費税課税の状況把握
 - ・ 消費税引上げに対する対応等の介護保険サービスに関する消費税の取扱いについて議論を行うため、介護給付費分科会において議論
- 平成26年1月に、「平成26年度介護報酬改定について」諮問・答申

<主な対応>

- ・ 介護サービス施設・事業所の仕入れ等にかかる消費税負担が増大することから、引上げに伴う影響分を補填するため、介護報酬への上乗せを実施。
- ・ 「介護サービス施設・事業所の設備投資に関する調査」の結果や対応に伴うメリット・デメリットを踏まえ、介護報酬とは別建ての高額投資対応は行わないこととした。
- ・ 基準費用額は、食事・居住費の実態を調査した上で、据え置くこととした。
- ・ 負担限度額は、入所者の所得状況等を勘案して決定していることを踏まえ、見直しは行わないこととした。
- ・ 区分支給限度基準額は、要介護度別の支給限度額と平均的な利用率を把握した結果、引上げることとした。

平成27年以降の対応

- 平成27年9月、介護給付費分科会において介護保険サービスに関する消費税の取扱い等について議論を再開。事業所等の実態把握を行う上で、介護サービスの課税割合の把握、関係団体へのヒアリングの実施等を行うことを確認し、関係団体へのヒアリングを実施。
- 平成28年6月、平成29年度の消費税率10%への引上げが見送りとなったことを受け、介護給付費分科会における議論を中断。
- 今回、2019年10月の消費税率10%への引上げを見据え、消費税引上げに係る対応について議論を再開。

3. これまでの介護給付費分科会において確認された検討の進め方

今後の介護給付費分科会における検討について（抄）

（平成27年4月23日 第121回介護給付費分科会）

（3）平成29年度に予定される消費税10%引き上げに向けた対応については、消費税8%引き上げ時の考え方及びその後の事業所等の実態等を踏まえ、必要な対応を検討し、平成28年12月までに方針を策定。

※ なお、その際には、医療保険における議論の動向も踏まえて検討する必要がある。

当面の検討課題及びスケジュールについて（抄）

（平成27年5月20日 第122回介護給付費分科会）

（3）消費税10%に向けた対応について

- 前回引き上げ時（8%引き上げ時）の対応方針の確認等を行うとともに、医療保険における議論の動向等も踏まえて適宜検討する。

平成30年度介護報酬改定に関する審議報告（抄）

（平成29年12月18日）

- 基準費用額については、今回は見直しを行わなかったが、介護事業経営実態調査で実態を把握した上で、消費税率の引上げへの対応も含め、どのような対応を図ることが適当なのかを検討するべきである。

4. 消費税率8%への引上げ時における対応

(第124回介護給付費分科会 資料6より)

①消費税率の引上げに伴う影響分の補填について

- 消費税率の引上げにより、介護サービス施設・事業所の仕入れ等にかかる消費税負担が増大することから、引上げに伴う影響分を補填するため、介護報酬への上乗せ対応を実施した。
- 対応の検討に当たり、医療において、特に高額な投資を行っている個々の医療機関等にとって負担感があるとの指摘を踏まえ、医療機関等が行う高額な投資に係る負担の状況について調査を行うこととされたことから、介護についても、高額な投資に係る消費税負担の実態を把握するため、関係団体のヒアリングを行うとともに、「介護サービス施設・事業所の設備投資に関する調査」を実施した。
- この設備投資に関する調査により、
 - ・ 介護サービス施設・事業所の高額な投資は、建物が大宗を占めており、医療と比べて、総額、件数ともに小さい傾向にあること
 - ・ 投資総額、収入に対する投資額比率ともに、年度による変動が大きいと考えられることが明らかとなり、本調査結果や対応に伴うメリット・デメリットを踏まえ、介護報酬とは別建ての高額投資対応は行わないこととした。
- 改定率については、平成25年度介護事業経営概況調査により、各サービスの人件費割合、非課税品目等のデータを取得し、算出。

4. 消費税率8%への引上げ時における対応

(参考) 介護サービス施設・事業所の設備投資に関する調査結果の概要

(平成25年8月21日 第95回介護給付費分科会報告)

1. 各年度の投資総額の状況

- 調査に回答した873施設・事業所の投資総額は、平成21年度58.8億円、平成22年度163.1億円、平成23年度100.1億円であり、年度による変動が大きい。

2. 1件当たり取得価額が高額な資産に対する投資の状況

- 資産1件当たりの投資実績をみると、件数ベースでは、いずれのサービスにおいても、1件当たり500万円未満の資産に対する投資が全体の8割以上を占めている。
- 1件当たり1億円以上の資産に対する投資の状況をみると、介護老人福祉施設を始め6サービスで総額ベースの構成比が全体の5割を超えているが、件数ベースの構成比では、いずれのサービスも0～2%台となっている。
- 1件当たり1億円以上の資産に対する投資については、施設サービスに若干の介護用機器があるほかは、ほぼすべてが建物となっている。

3. 総収入に対する投資額比率の状況

- 各年度の投資総額をみると、いずれのサービスにおいても、年度間の変動が大きくなっている。
- 総収入に対する投資総額の比率は概ね数%～1割程度であり（地域密着型サービスなど一部のサービスを除く）、いずれのサービスにおいても、年度間の変動が大きくなっている。

4. 資産種類別の投資の状況

- 投資実績を資産種類別にみると、いずれのサービスにおいても、建物、介護用機器に対する投資が多く、合計で総額・件数ベースともに概ね8割以上を占めている。

5. 介護用機器に対する投資の状況

- 機器分類別に資産の状況をみると、件数ベースでは、「車両」を除き、ほぼすべての機器分類で、1件当たり100万円未満の資産の占める割合が高くなっている。
- 一方、総額ベースでみると、「住宅環境設備」で1件当たり500万円以上の資産に対する投資の占める割合が高くなっており、特に施設サービス、地域密着型サービスにおいて同様の傾向となっている。

- **介護サービス施設・事業所の高額な投資は、建物が大宗を占めており、医療と比べて、総額、件数ともに小さい傾向にある。**
- **投資総額、収入に対する投資額比率ともに、年度による変動が大きいと考えられる。**

※調査概要

目的：今後、消費税率の引上げが行われることを踏まえ、介護サービス施設・事業所における設備投資の状況を把握し、介護保険サービスに関する消費税の取扱い等について検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

調査対象期間：原則として平成24年3月までの直近5事業年（度）

調査項目：1. サービス別、資産1件当たり取得価額別の投資総額や投資件数の傾向

2. 資産種類（建物、構築物、介護用機器、医療機器）別の投資総額や投資件数の傾向

3. 年度別の総収入に対する投資総額の比率

4. 介護用機器の分類別の投資総額や投資件数の傾向 等

4. 消費税率8%への引上げ時における対応

(参考) 介護保険サービスにおける費用構造推計の結果について

(平成26年1月15日 第98回介護給付費分科会報告)

	①給与費等非課税費用 (収支差額を含む)	②委託費等課税費用	③減価償却費	②、③の合計
1 介護老人福祉施設※	80.3	12.9	6.8	19.7
2 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※	83.7	12.8	3.5	16.3
3 介護老人保健施設※	74.8	19.9	5.2	25.2
4 介護療養型医療施設※	71.5	25.0	3.5	28.5
5 認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）※	86.5	12.6	0.9	13.5
6 訪問介護（介護予防を含む）	82.5	16.4	1.1	17.5
7 訪問入浴介護（介護予防を含む）	76.0	21.9	2.1	24.0
8 訪問看護（介護予防を含む）	83.6	15.3	1.1	16.4
9 訪問リハビリテーション（介護予防を含む）	72.9	23.6	3.5	27.1
10 通所介護（介護予防を含む）※	75.5	20.3	4.2	24.5
11 認知症対応型通所介護（介護予防を含む）※	79.0	16.8	4.1	21.0
12 通所リハビリテーション（介護予防を含む）※	71.3	23.1	5.5	28.7
13 短期入所生活介護（介護予防を含む）※	82.6	11.9	5.5	17.4
14 居宅介護支援	85.4	13.2	1.5	14.6
15 福祉用具貸与（介護予防を含む）	50.6	41.7	7.7	49.4
16 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）※	78.1	16.7	5.1	21.9
17 特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）※	77.4	21.3	1.3	22.6
18 地域密着型特定施設入居者生活介護※	84.6	13.9	1.5	15.4
全 体	77.9	18.0	4.1	22.1

(注1) 平成25年度介護事業経営概況調査（以下「調査」という。）の結果数値等を用いて推計。

(注2) 表に記載のないサービスについて、有効回答数が少ないこと等から類似のサービスの結果数値を用いて全体の費用割合を推計。

(注3) ※を付したサービスについては、保険給付対象外の費用（建物及び建物付属設備減価償却費、給食材料費等）を除いて算出しているため、調査結果の数値と異なる。

(参考) 平成26年度介護報酬改定における改定率

$$22.1\% \text{（介護サービス全体の課税割合）} \times (108/105 - 1) = \underline{0.63\%}$$

4. 消費税率8%への引上げ時における対応

(第124回介護給付費分科会 資料6より)

②介護報酬による上乗せについて

- 介護報酬全体として見た場合に、基本単位数のみならず、加算分への影響分も含め適切に手当されることが必要であるとの考え方から、基本単位数への上乗せを基本としつつ、消費税負担が相当程度見込まれる加算があれば、それらにも上乗せを実施。

<消費税率8%への引上げ時における介護報酬による上乗せの具体的な対応>

1. 基本単位数への上乗せ

- 基本単位数への上乗せ率については、人件費、その他の非課税品目を除いた課税割合を算出し、これに税率引上げ分を乗ずることにより基本単位上乗せ率を算出。

2. 加算の取扱い

- 各加算の取扱いについては、以下のとおり。
 - 基本単位数の割合で設定されている加算については、基本単位数への上乗せで手当されること、福祉用具貸与に係る加算については、交通費相当額と設定されていることから、これらの加算については、上乗せ対応を行わない。
 - 上記以外の加算のうち、課税費用の割合が大きいと考えられるものについては、基本単位数への上乗せ率と同様に課税費用に係る上乗せ対応を実施。
 - 一方、課税費用の割合が小さいものや、もとの単位数の設定が小さく、上乗せ分が1単位に満たないものなど、個別に上乗せ分を算出して対応することが困難なものについては、基本単位数への上乗せに際し、これらの加算に係る消費税相当分も含めて上乗せ対応を行う。

4. 消費税率8%への引上げ時における対応

(第124回介護給付費分科会 資料6より)

③基準費用額・負担限度額・区分支給限度基準額の取扱いについて

- 基準費用額については、平成25年度介護事業経営概況調査により、食費、居住費の実態を調査した結果、現行の基準費用額を設定した際の費用額と、消費税引上げの影響を加味した費用額に一定の変動が認められるものの、第5期介護保険事業計画期間の中途において見直しを要するほどの変動幅ではないことから、据え置くこととした。
- 負担限度額については、入所者の所得状況等を勘案して決めていることを踏まえ、見直しは行わないこととした。
- 区分支給限度基準額については、介護給付費実態調査に基づき、要介護度別の支給限度額と平均的な利用率を把握した上で、従前と同量のサービスを利用しているにもかかわらず、区分支給限度基準額を超える利用者が新たに生じること等から、引き上げることとした。
- なお、特定福祉用具販売と住宅改修に係る支給限度基準額については、当該サービス費は介護保険制度創設時から公定価格ではないこと等から、引き上げないこととした。

4. 消費税率8%への引上げ時における対応

(参考) 食費・居住費の平均的費用額について (平成25年12月10日 第97回介護給付費分科会資料より)

(注) 調理委託している場合は、調理員等に含まれる。減価償却費、光熱水費には食事サービス部門が含まれている。

			基準費用額	①×(108/105) (消費税率引上げの影響を考慮)	H25.7 介護事業経営概況調査(①)	H16.10 介護事業経営概況調査
食費			42,000	計 41,434 (41,268 ※1) 調理員等 24,204 (24,038 ※1) 材料費等 17,230	計 40,283 調理員等 23,532 材料費等 16,751	計 42,229 調理員等 25,339 材料費等 16,891
居住費	多床室 (光熱水費のみ)		10,000	H24家計調査 10,057	H24家計調査 9,778	H15家計調査 9,490
	従来型個室	特養	35,000 ※国庫補助金等相当額を 勘案して設定	計 52,551 減価償却費 32,896 ※2 光熱水費 19,655	計 51,091 減価償却費 31,982 光熱水費 19,109	計 53,931 減価償却費 37,688 光熱水費 16,243
		老健	50,000	計 47,246 減価償却費 28,705 ※2 光熱水費 18,541	計 45,934 減価償却費 27,908 光熱水費 18,026	計 60,509 減価償却費 44,428 光熱水費 16,081
		療養	50,000	計 39,835 減価償却費 26,795 ※2 光熱水費 13,040	計 38,729 減価償却費 26,051 光熱水費 12,678	計 63,936 減価償却費 50,827 光熱水費 13,109
	ユニット型準個室		50,000			
	ユニット型個室 (特養)		60,000	計 62,188 減価償却費 42,710 ※2 光熱水費 19,478	計 60,460 減価償却費 41,524 光熱水費 18,937	計 67,794 減価償却費 49,071 光熱水費 18,723

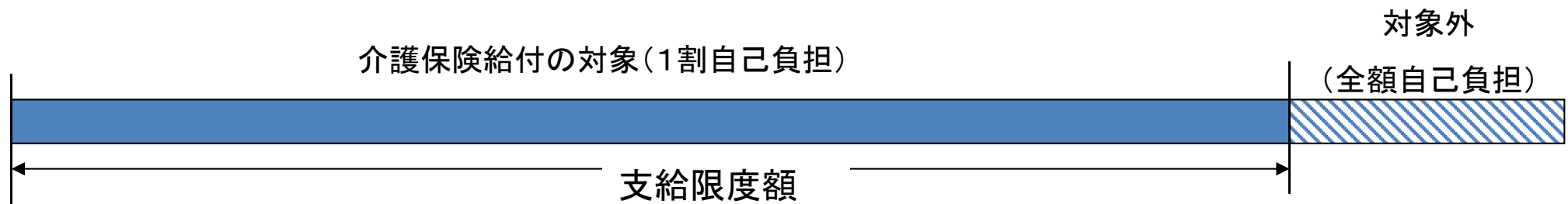
※1 給与費(通勤手当を除く)を除いて消費税率引上げの影響を考慮した額。

※2 消費税率8%引上げの影響を受ける投資として推計

4. 消費税率8%への引上げ時における対応

(参考) 区分支給限度基準額について (平成25年12月10日 第97回介護給付費分科会資料より)

- 在宅サービスについて、利用者の状況に応じた適正なサービスを提供する観点から、必要な居宅介護サービスのモデルを用いて、要介護度毎に区分支給限度基準額を設定。
- 支給限度額を超えるサービスを受けた場合、超える分の費用は全額利用者負担



- 要介護度別の支給限度額と平均的な利用率

	支給限度額 (円)	受給者1人当たり平 均費用額(円)	支給限度額に 占める割合(%)	支給限度額を 超えている者(人)	利用者に占める支給限度額を 超えている者の割合(%)
要支援1	49,700	22,750	45.8	2,861	0.7
要支援2	104,000	41,530	39.9	1,141	0.2
要介護1	165,800	73,280	44.2	12,008	1.6
要介護2	194,800	100,850	51.8	23,865	3.3
要介護3	267,500	150,480	56.3	13,314	3.1
要介護4	306,000	183,050	59.8	11,629	3.9
要介護5	358,300	225,050	62.8	8,793	4.4
合計				73,611	2.2

※平成25年介護給付費実態調査(5月審査分)を基に作成

(注)額は介護報酬の1単位を10円として計算。

5. 消費税10%への引上げに向けた当時の介護給付費分科会での主な検討状況

①介護サービスの課税割合について

- 介護サービスの課税割合については、平成28年度介護事業経営概況調査の結果を用いて、消費税率8%時における各介護サービスの人件費、その他の非課税品目を除いた課税割合を算出することとしていた。

②介護サービス施設・事業所における設備投資の状況等について

- 介護サービス施設・事業所の設備投資に関する調査については、消費税率8%への引上げに向けた対応の検討に当たり、関係団体のヒアリングとともに実施したが、この調査により、
 - ・ 介護サービス施設・事業所の高額な投資は、建物が大宗を占めており、医療と比べて、総額、件数ともに小さい傾向にあること
 - ・ 投資総額、収入に対する投資額比率ともに、年度による変動が大きいと考えられることが明らかとなったことを踏まえ、当該調査結果を基本としつつ、直近の状況については、介護事業経営調査委員会において関係団体のヒアリングを実施することにより把握することとしていた。

③食費・居住費の平均的な費用額について

- 基準費用額の水準の検討に当たり、食費・居住費の平均的な費用額の把握については、平成28年度介護事業経営概況調査において、
 - ・ 食費については、調理員等に関する費用及び材料費等を
 - ・ 居住費については、減価償却費や光熱水費等を把握することとしていた。

6. 平成31年10月に予定されている消費税率10%への引上げ時における対応に関する 論点（案）

論点案

- 消費税率8%への引上げ時における対応、平成29年4月1日に予定されていた消費税率10%への引上げに向けた介護給付費分科会での議論、医療保険における議論の動向等を踏まえて検討する必要があるが、現時点において、どのような対応が考えられるか。
- 特に、今後の検討に当たっては事業所等の実態の把握が必要になる。このような中で、①から③までの事項の把握について、どのように考えるか。
 - ① 介護サービスの課税割合
 - 消費税の10%引上げに伴い、介護サービス施設・事業所の仕入れ等に係る消費税負担が増加するが、これを適切に把握する前提として、消費税8%引上げ時における各介護サービスの課税割合のデータの算出方法についてどのように考えるか。
 - 具体的には、平成29年4月1日に予定されていた消費税率10%への引上げに向けた介護給付費分科会における議論を踏まえ、介護サービスの課税割合については、平成29年度介護事業経営実態調査の結果を用いて把握し、検討することとしてはどうか。

6. 平成31年10月に予定されている消費税率10%への引上げ時における対応に関する 論点（案）

論点案

② 介護サービス施設・事業所における設備投資の状況

- 消費税率の8%への引上げに向けた対応の検討に当たり、関係団体のヒアリングを行うとともに、「介護サービス施設・事業所の設備投資に関する調査」(※平成25年8月21日に介護給付費分科会へ報告)を実施したが、この調査により、
 - ・ 介護サービス施設・事業所の高額な投資は、建物が大宗を占めており、医療と比べて、総額、件数ともに小さい傾向にあること
 - ・ 投資総額、収入に対する投資額比率ともに、年度による変動が大きいと考えられることが明らかとなったこと、また、
 - ・ 平成29年4月1日に予定されていた消費税率10%への引上げに向けた介護給付費分科会における議論や
 - ・ 介護ロボット等の導入を財政的な支援の実施を含めて進めていることを踏まえ、この調査結果を基本としつつ、直近の状況については、介護給付費分科会において関係団体のヒアリングを実施することにより把握することとしてはどうか。

6. 平成31年10月に予定されている消費税率10%への引上げ時における対応に関する 論点（案）

論点案

③ 食費・居住費の平均的な費用額

- 基準費用額を定めるに当たっては、食費・居住費の平均的な費用額を踏まえて定めることとされているが、消費税率10%への引上げに伴う基準費用額の水準の検討に当たり、食費・居住費の平均的な費用額の把握についてどのように考えるか。
- 具体的には、平成29年4月1日に予定されていた消費税率10%への引上げに向けた介護給付費分科会における議論を踏まえ、食費・居住費の平均的な費用額の把握については、平成29年度介護事業経営実態調査において、
 - ・ 食費については、調理員等に関する費用及び材料費等
 - ・ 居住費については、減価償却費や光熱水費等を把握した上で、消費税引上げに伴う基準費用額に係る対応について検討することとしてはどうか。

7. 消費税率10%への引上げに向けた介護給付費分科会の 大まかなスケジュール

2018年7月（本日） スケジュールの提示

2018年9月～11月 団体ヒアリング、論点の整理等

2018年12月 審議報告

2019年10月 消費税率の引上げ

※ 議論の進め方としては、介護給付費分科会にて議論を行いつつ、技術的な論点等については、必要に応じて介護事業経営調査委員会において議論を行うこととする。

全国老施協発第 1573 号
平成 30 年 11 月 12 日

社会保障審議会介護給付費分科会
分科会長 田 中 滋 様

公益社団法人全国老人福祉施設協議会
会 長 石 川 憲



消費税増税に伴う基準費用額等の見直しについて（要望）

2019 年 10 月の消費税増税にかかる介護報酬上の対応として、以下について要望します。

一. 本体報酬のもち方について

平成 26 年度の消費税 8 % への対応と同様に、各サービスにおける課税費用を反映したうえで対応をお願いいたします。具体的には、次のとおりです。

- ・ 基本単位数への上乗せについては、人件費、その他の非課税品目を除いた課税割合を算出し、これに税率引き上げ分を乗じ、基本単位の上乗せ率を算出し、上乗せを行うこと
- ・ 各加算については、課税費用の割合が大きいと考えられるものについては、基本単位数への上乗せ率と同様に課税費用にかかる上乗せ対応を行うこと
- ・ 課税費用の割合が小さいものや、もとの単位数設定が小さいために上乗せ単位が 1 単位に満たないものについては、基本単位数の上乗せに際して、これらの加算に係る消費税相当分も含めて上乗せを行うこと

二. 基準費用額について

基準費用額については、消費税 8 % 引き上げ時に際しては、介護事業経営概況調査により、食費、居住費の実態を調査した結果、現行の基準費用額を設定した際の費用額と、消費税引き上げの影響を加味した費用額に一定の変動が認められるものの、第 5 期介護事業計画期間の中途において見直しを要するほどの変動幅ではないため、据え置くこととされた経緯があります。

しかしながら、現場の実費負担増は無視できないものとなっておりますので、適切な実費価格への反映をお願いいたします。具体的には、次のとおりです。

① 食費について

食費の基準費用額については、平成 17 年 10 月改定以降単価そのものが見直されておられません。利用者の栄養ケアの充実と食べる楽しみを支援する観点から、8%増税時点に遡及して調理委託相当額及び食材料費相当額にかかる消費税増税分について反映いただくようお願いいたします。

② 居住費について

居住費の基準費用額については、従来型多床室に限って見直しがされたところですが、10%の増税となった際にも基準費用額との差額についてはコストの補填が十分にできない他、ユニット型施設については、今後従来型多床室と同程度の修繕が必要となることを踏まえれば、現状の基準費用額では足りず、利用者の安心、安全のための施設設備の更新が困難となります。

このため、消費税増税分及び修繕に伴う費用を見越し、適切な対応をお願いいたします。

三. 介護職員処遇改善加算について

新しい経済政策パッケージにおいては、「他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に」と記されています。

現行の介護職員処遇改善加算において高まった賃金水準を後退させることのないよう留意しつつ、新たな財源にて手当される充実分については、介護職員以外の職員にも適用できるようにするなどの仕組みを検討いただくようお願いいたします。

以上